

インクルーシブな教育の実現に向けて

～共同学習に重点を置いた「交流及び共同学習」の実践～

Toward the Realization of Inclusive Education : Practice of "Peer Interactions and Cooperative Learning" with an Emphasis on Cooperative Learning

中西 郁

1. 特別支援教育の意義と現状

(1) 特別支援教育の意義

特別支援教育は、2006（平成18）年の学校教育法等の一部改正を受けて、2007（平成19）年4月から実施されてきた。文部科学省は、特別支援教育の実施に当たり2007（平成19）年4月1日に「特別支援教育の推進について」の通知をすべての公立学校にだしている。その通知にある「特別支援教育の理念」では、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」としている。そして、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。」として、従来の特殊教育の対象としてきた障害の子どもや特殊教育の場での教育ばかりでなく、発達障害の子どもも含めて、支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校、つまりすべての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等で実施されることが示されている。そのうえで通知には、「さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」と明記されている。つまり、特別支援教育は、共生社会の形成の基礎となるもので、私たちのこの社会をよりよいものにしていく重要な教育として位置づけられている。

(2) 特別支援教育の現状

特別支援教育は、そのように重要な意義がある。

また、障害のある児童生徒の現状を見ると、通常の学級で支援を必要としている児童生徒は、文部科学省の2022（令和4）年の公表資料によると全国公立小中学校等の児童生徒のうち、8.8%の在籍率となっている。この8.8%の子どもの支援の度合いは様々である。そして、文部科学省（2020）から公表された数値では、通級の指導を受けている児童生徒は、2022（令和4）年度の全国小中学校等の義務教育段階の児童生徒952万人のうち約16万3千人の1.7%、特別支援学級は約35万3千人の3.7%、特別支援学校は約8万2千人の0.9%の在籍率となり、通級の指導の在籍率では、2012（平成24）年度の調査と比べて2.3倍となっている。特に従来の特殊教育の場であった特別支援学級は2012（平成24）年度の調査と比べて2.1倍、特別支援学校においても1.2倍に増加している。この特別支援学級、特別支援学校で学ぶ子どもの著しい増加は、共生教育を推進していくうえで大きな問題である。そして、現在、特別な支援を必要とする児童生徒は、義務教育段階の児童生徒全体の約13%という状況になっている（図1参照）。

2. 「日本型インクルーシブ教育システム」の課題

特別支援教育は、2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約」への批准により、学校教育は、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取り組みを含め、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、つまり障害のある子どもない子どもも共に学ぶ教育を目指していくことになった。日本では、インクルーシブ教育システムの構築には、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要としている。いわゆる「日本型インクルーシブ教育システム」である。障害のある子どもばかりでなく、すべての子どもにとって連続性のある「多様な学びの場」が用意されていることは、とても意義のあることである。しかし、障害

のある子ども達の就学の現状をみると、通常の学級での学びではなく、障害のある子どもを対象とした学びの場である特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒が増加していて、むしろ共生教育への道筋から、つまりインクルーシブ教育の道筋から逆行しているようにとも考えられる。現在の連続性のある「多様な学びの場」のメリットを理解しつつも、連続性のある「多様な学びの場」は、「共に学び、共に育つ学校教育の実現」を目指しているのか。連続性のある「多様な学びの場」は、障害のある子どもへの「新たな能力主義」の教育形態になっていないか。連続性のある「多様な学びの場」は、「障害者の権利に関する条約」の目指す障害のある子どもへの教育の姿なのか、インクルージョンを実現する方策になり得ていくかなど、大きな疑問を抱かざる得ない状況になっている。インクルーシブ教育がうたわれ、「共生教育」に替わる用語となりつつある現在、このような特別支援教育の状況にあるからこそ、再度、「共に学び、共に育つ学校教育」の良さのあり方を見つめ直し、「共に学び、共に育つ学校教育」を実現する方策の検討が危急の課題である。

3. 小・中学校へのつながりと連続性を求めた学習指導要領への期待

2017（平成29）年4月28日に告示された学習指導要領では、その総則で「児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（略）及び自立活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。」とある。この学校教育全体を通じて育む資質・能力とは、従来の「生きる力」の育成を基本に、すべての児童生徒にとって新しい時代に必要となる資質・能力と位置付けている。学校教育全体を通じて育む資質・能力は、知的障害のある児童等も含め、すべての児童等に求められる資質・能力としている。そのため学習指導要領では、知的障害教育の各教科の目標・内容も新たな資質・能力に基づき改善・充実が図られた（図2参照）。

知的障害教育の各教科の目標・内容が、小学校等の各教科の目標・内容と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で見直されたことで、知的障害教育

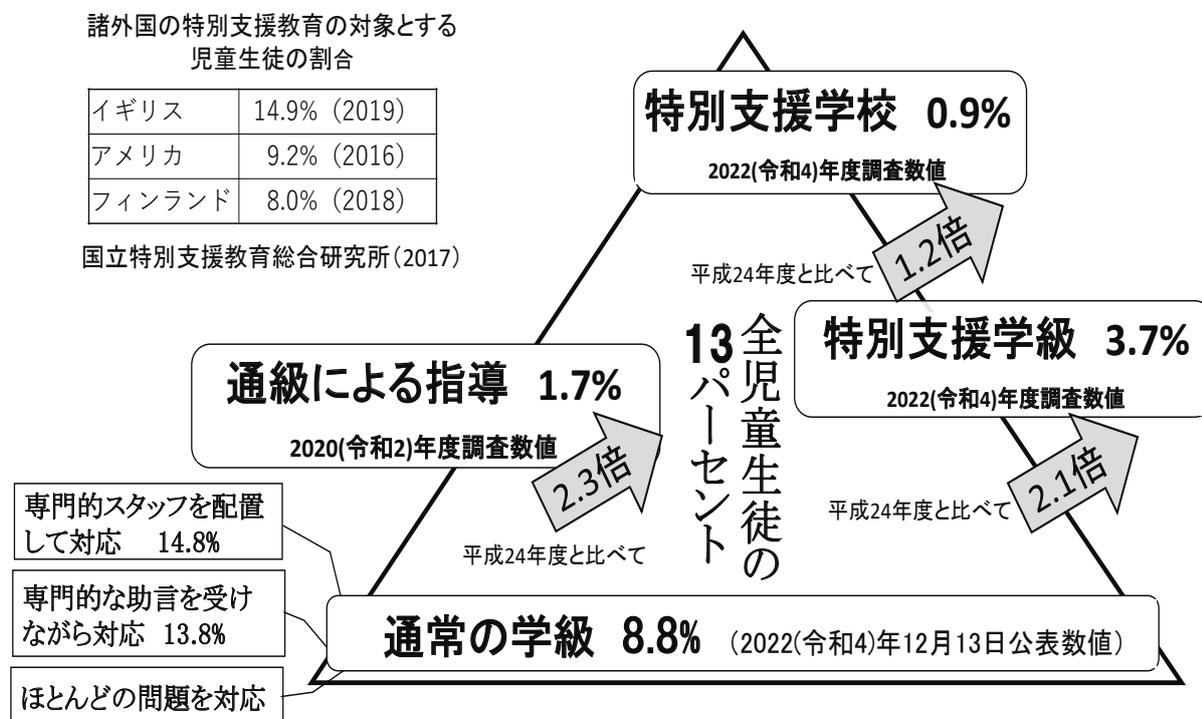


図1 小学校、中学校、特別支援学校の特別支援教育の現状

文部科学省「特別支援教育の充実について」（2023(令和5)年）等の資料を参考に作成

のための各教科と小学校等の各教科の目標や内容との連続性や関連性が図られたことになる。例えば、特別支援学校学習指導要領にある知的障害教育の算数の指導内容では、平成21年3月告示の学習指導要領ではわずか2分の1ページの記載内容が、約14ページにわたり記載され、小学校との内容との共通化が図られている。さらに、知的障害特別支援学校小学部において、小学部3段階に示す各教科及び外国語活動の内容を習得し目標を達成している児童には、小学校学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるとし、小学校等とのつながりと連続性を求めている(図3参照)。そして、今回の学習指導要領の改訂により、小中学校等の通常の学級や特別支援学級、特別支援学校等とのつながりと連続性が図られたことにより、特に知的障害特別支援学級や知的障害特別支援学校の児童生徒と通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」が円滑に実施できる学びの基盤ができたと言える。

4. 分かる、できる喜びのある「交流及び共同学習」への期待

(1) 「交流及び共同学習」の意義と現状

「交流及び共同学習」は、障害のある子どもと障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有しているとともに、双方にとって、意義深い教育活動である。

文部科学省(2017)では、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の実施状況について実施している学校の割合を小学校で81%、中学校で80%となっている。本回答には、特別支援学級が設置されていない小学校(17%)、中学校(17%)が含まれている。また、「交流及び共同学習」を実施している学校の特別支援学級の児童生徒一人あたりの週の「交流及び共同学習」の平均実施時間は小学校(49%)、中学校(35%)とも「週10時間以上」と回答した学校が最も多い。その「交流及び共同学習」の実施した授業については、小学校で教科(29%)、総合的な学習の時間(25%)、特別活動(25%)の順の割合で多くなっている。

調査では、教科での「交流及び共同学習」が多いが、「交流及び共同学習」のねらいとする教科等のねらいの達成を図る共同学習となっているか、単に交流そのものが目的となる実践になっていないかなどの検証が必要である。

(2) 共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」の実践の必要性

「交流及び共同学習」は、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互の触れ合いを通じて、①豊かな人間性を育む交流の側面、②教科等のねらいの達成を図る共同学習の2つの側面がある。この2つの側面があってこそ「交流及び共同学習」と言える。しかし、冨永(2011)は、「交流及び共同学習」の目標が曖昧であり、交流そのものが目的となる実践が多いと指摘している。

インクルーシブ教育システムの目指すところは、

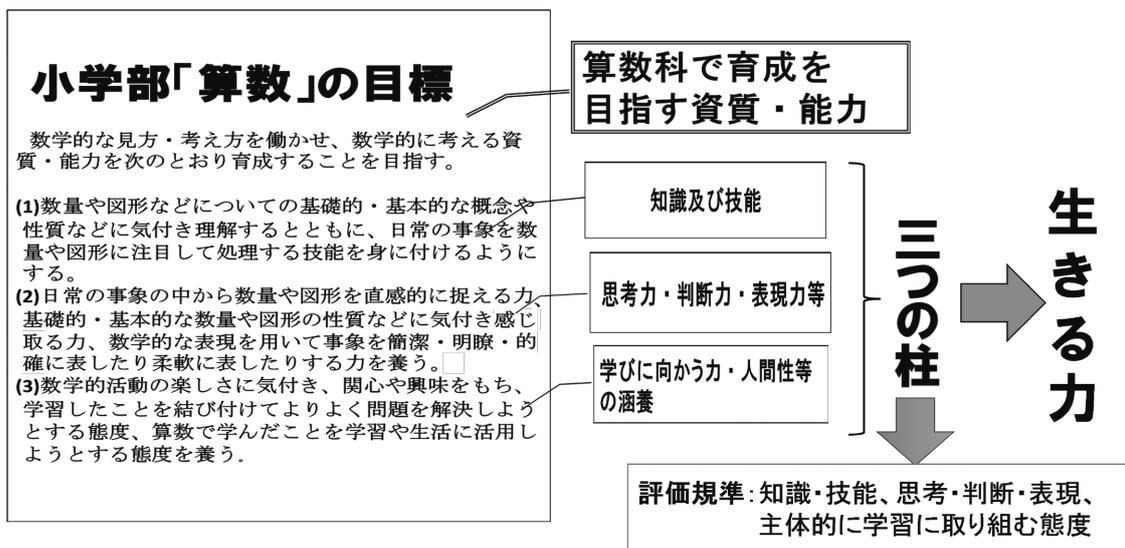


図2 特別支援学校学習指導要領が示す知的障害教育小学部の算数の目標等

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ仕組みである。その実現のために学習指導要領が改訂され、各教科等の目標・内容がつながりと連続性が図られた。そのような改訂の背景を踏まえ、これからの「交流及び共同学習」は、より一層、共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」の実現に努めていく必要がある。

(3) 共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」の実践 ～豊島区立要小学校の実践研究の取り組み～

ア. 共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」のポイント

金丸・片岡（2016）は、「共同学習」は障害のある子どもと障害のない子どもとの対等かつ平等な関係形成を図る教育目標をもつこと。そして、「共同学習」は子どもたちの発達に応じて、集団対集団での共同学習を保障する教育目標があることなど、「交流及び共同学習」を進めていく上での通常の学級の児童生徒と特別支援学級等と相互の目標の設定等の重要性を述べている。また、文部科学省の「交流及び共同学習ガイド」（2019年3月改訂）では、知的障害の児童等の「交流及び共同学習」の実施のポイントとして、①事前の準備、②目標設定の工夫と学習活動

の変更調整、③児童の積極的参加のための活動の工夫、④教員等の児童への指導・支援の役割分担、⑤事後学習と評価が示されている。それらの点を踏まえ、共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」の実践が求められる。

イ. 豊島区立要小学校の取り組み

豊島区立要小学校では、令和3年(2021)度に「交流及び共同学習」の推進に向けた研究指定を豊島区から受け、「交流及び共同学習」の実践研究に取り組んでいる。要小学校の研究では、共同学習の側面を重視した「交流及び共同学習」を研究の柱として、通常の学級と特別支援学級の児童相互が「分かる」「できる」喜びのある授業実践の研究を行っている。そのために、「交流及び共同学習」の実施に向けた学習指導案の検討から「交流及び共同学習」の授業の実施までを交流学級の教師と特別支援学級の教師が協働して取り組んでいる。

ア) 「単元目標」「評価規準」を明確にした「交流及び共同学習」の授業

「交流及び共同学習」の授業において、通常の学級と特別支援学級の双方の児童の学習状況等の実態に応じた学習を進めていく必要がある。そのために要小学校では、学習指導案に通常の学級の児童と特別支援学級の児童の「単元目標」「評価規準」を明確に設定している。そのことで、「交流及び共同学習」の取り組みの目標と評価が明確になり、双方の学級

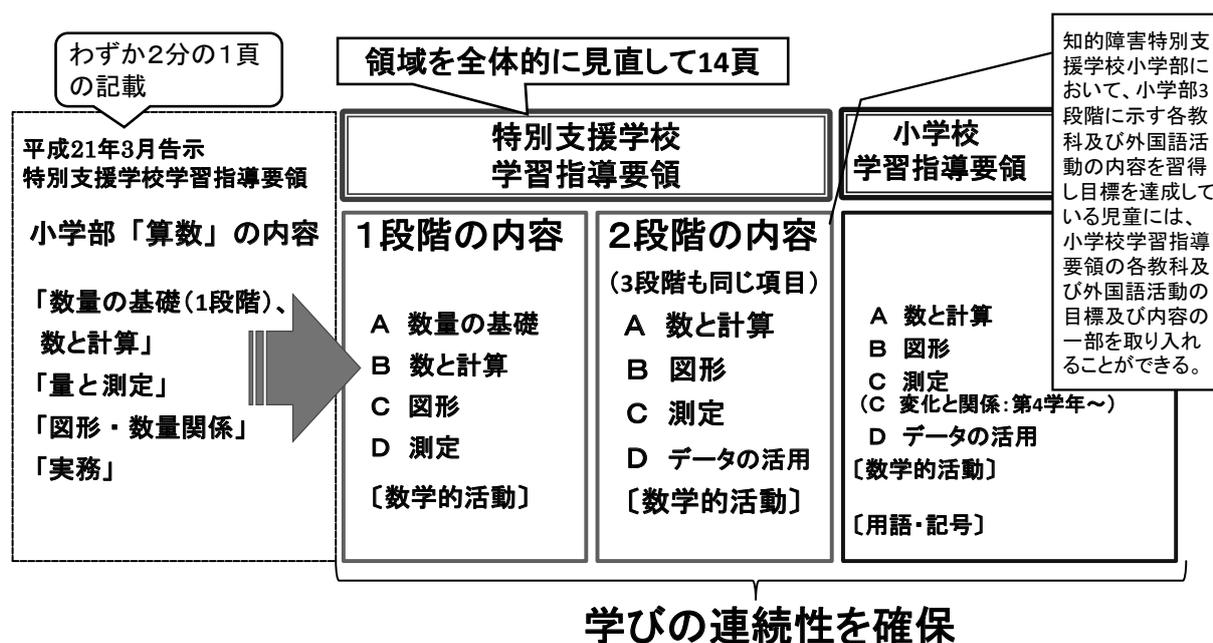


図3 知的障害教育特別支援学校小学部「算数」と小学校「算数」の内容等

の児童が「分かる」「できる」喜びのある授業のための工夫された手立ての設定につながっている。(図4.5参照)。

イ) 児童の積極的参加のための活動の工夫のある「交流及び共同学習」の授業

要小学校では、「交流及び共同学習」の授業が双方の学級にとってより豊かな学びとなるよう「豊かな学びとなる「交流及び共同学習」にせまるための手立て」を設定している。その手立てでは、「(1)学習過程の工夫」、「(2)交流活動の工夫」を共通事項として、本事例では、(3)として「秋がいっぱいカードを書くための工夫」を設定し、後述する「交流及び共同学習」の授業までの事前指導や、交流活動の授業の工夫を明らかにしている(図6参照)。特に本単元では、ワークシートの工夫を述べている。本授業では、罫線を設けたり色分けなどの個に応じたワークシートを用意し、書く内容を自分で見付けながら主体的に学習に取り組めるようにしている。

ウ) 通常の学級、特別支援学級相互の授業実践が土台となる「交流及び共同学習」の授業～事前の準備の重要性～

「交流及び共同学習」の授業の実施あたり、取り扱う単元の単元計画において、通常の学級と特別支援学級とが児童の学習の習得状況に応じて事前の指導をそれぞれの学級で積み重ねてから「交流及び共同学習」の授業を実施している。本事例では、「交流及び共同学習」の事前指導として特別支援学級では、生活単元学習の時間で秋について学習するとともに、本単元の1時間目においては、特別支援学級で児童の実態に応じて「秋」の学習を実施している(図7,8参照)。そのことで、双方の学級の児童ともに「分かる」「できる」喜びのある授業となるようにしている。

第2学年国語科学習指導案	
	日 時 令和3年10月11日(月)第5校時
	場 所 豊島区立要小学校 2年O組教室
	対 象 2年O組29名 特別支援級3名
	指 導 者 OO OO (2年I組担任) OO OO (特別支援学級担任)
1 単 元 名	きせつのことば
2 単元の目標	知識・技能 ㊦言葉には、事物の内容を表す働きがあることに気付くことができる。 ㊧秋を感じる言葉や内容を表す言葉が分かる。 思考力・判断力・表現力等 ㊦経験したことや想像したことから書くことを見付けることができる。 ㊧経験したことや想像したことを教師と一緒に考えたり、友達の意見を参考にしたりして見付けている。 学びに向かう力、人間性 ㊦積極的に言葉の働きに気付き、学習課題に沿って、経験を文章に表そうとしている。 ㊧学習課題に沿って、支援を受けながら経験を文章に表そうとしている。

図4 豊島区立要小学校の学習指導案 その1 通常の学級と特別支援学級の単元目標
(※ ㊦は通常の学級、㊧は特別支援学級を示している。一部内容を筆者が加筆している。)

3 単元の評価規準

	③ 知識・技能 ④	③ 思考力・判断力・表現力 ④	③ 主体的に学習に取り組む態度 ④
評価規準	①言葉には、事物の内容を表す働きがあることに気付いている。	①教科書を読んだり、挿絵を見たりして秋を感じる言葉や内容を表す言葉が分かる。	①「書くこと」において、経験したことや想像したことから書くことを見付けている。
学習活動に即した評価規準	・秋を感じる言葉を考えて発表したり、自分の意見をワークシートに書いたりしている。 〈発言・記録分析〉	・秋を感じる言葉を考えて発表したり、教科書や友達の意見を参考にしてワークシートに書いたりしている。 〈発言・記録分析〉	・秋を感じる言葉の中から知っていることや経験したことを思い出し、「書くこと」を見付けている。 〈発言・行動分析〉
	①積極的に言葉の働きの気づき、学習課題に沿って、経験を文章に表そうとしている。	①秋を感じる言葉の中から経験したことを思い出したり、想像したりして「書くこと」を見付けている。	①教師の支援を受けながら、経験を文章に表そうとしている。
	・秋を感じる言葉を通してイメージを広げ、経験を絵や文章に表そうとしている。 〈発言・記録分析〉	・秋を感じる言葉からイメージを広げるとともに、経験や想像をもとに、自分なりに秋を感じるものを考え、書くことを見付けている。 〈発言・行動分析〉	・教科書の例を参考にしたり、教師と一緒に考えたりしながら経験を文章に表そうとしている。 〈発言・記録分析〉

図5 豊島区立要小学校の学習指導案 その2 通常の学級と特別支援学級の評価規準

(※ ③は通常の学級、④は特別支援学級を示している。一部内容を筆者が加筆している。)

4 児童の実態

- (1) 2年1組の実態 (省略)
- (2) 特別支援学級の実態 (省略)
- (3) 交流活動、共同学習の状況 (省略)

5 豊かな学びとなる「交流及び共同学習」にせまるための手立て

(1) 学習過程の工夫

生活科や生活単元学習で季節について学習することで、季節を感じる経験を積ませてきた。本単元学習の前には、秋についての関連図書を近隣図書館から取り寄せて学級内に「秋がいっぱい読書コーナー」を設置したり、特別支援学級では、秋に関する絵本の読み聞かせをしたりして、秋に対する興味・関心を高めた上で本単元の学習に臨めるようにする。

(2) 交流活動の工夫

本時で書いた作品を読み合う活動では、書字や発話などにおける児童の特性を考慮し、2人～3人のグループを構成する。自分の考えを伝えることが難しい児童には、手本となる児童とグループを組ませることで、どの児童も安心して学習に取り組めるようにする。感想を伝え合う活動では、感想の視点を掲示することで、作品の出来栄だけでなく書かれていることの内容に注目し、新たな発見をしたり共感をしたりできるようにすることで互いを認め合えるようにする。

(3) 秋がいっぱいカードを書くための工夫

教科書の挿絵や実物の写真などを大型テレビに映し出し、そのものの名称と合わせて視覚的に確認できるようにする。秋を感じる言葉集めでは、罫線を設けたり色分けをしたりするなどした個に応じたワークシートを用意し、書く内容を自分で見付けながら主体的に学習に向かうことができるようにする。ワークシートは、見付けたものをカテゴリーごとに記入できるようにすることで、焦点を絞って児童が考えられるようにする。自分の経験を想起することが難しい児童には、教師との対話を通して考えをまとめたり、選択肢から自分の気持ちを選んだりしながら書き進められるようにする。書字に困難さがある児童には、平仮名表を用いたり、教師が書いた内容を視写、もしくはなぞり書きをしたりできるようにする。

図6 豊島区立要小学校の学習指導案 その3 豊かな学びとなる「交流及び共同学習」にせまるための手立て (※ 下線は筆者が付記するとともに、一部内容を加筆している。)

		通常の学級(2年生)	
次	時	○学習活動・内容	・留意点 ☆評価
第一	次		・秋に関する絵本や図鑑などを用意し、学級文庫を充実させる。
		<p>○秋を感じる言葉を見付ける。 ・挿絵を手掛かりに、秋に関する言葉を探す。 ・詩「やま」を音読する。 ・秋を感じる言葉をワークシートに書く。</p> <p>○どんなものを見たときに秋を感じるかを発表し合う。 T:秋に見付けたものと、そのときの気持ちを発表しましょう。 C:お月見のときに食べるため、お団子を見ると、秋を感じます。</p>	<p>・デジタル教材を使用し、挿絵や写真を拡大表示する。</p> <p>・「見付けたもの」と「そのときの気持ち」を発表できるようにする。</p> <p>・分類、整理して板書する。 ☆秋を感じる言葉を自分の経験から探している。</p>

図7 豊島区立要小学校の学習指導案 その4 通常の学級の単元の指導と指導計画
 (※ 筆者が誌面の関係で表記を一部変更している。)

		特別支援学級(2年生)	
次	時	○学習活動・内容	・留意点 ☆評価
第一	次	事前	<p>・ふりがな付きの教科書を用意する。 ・音読練習をクラスや家庭学習で事前に取り組めるようにする。 ・教科書の挿絵と名称を合わせながら確認する。 ・生活単元学習「きせつとともだち」で秋について学習を進める。 ・秋を感じる絵本の読み聞かせを行う。</p>
		<p>○秋を感じる言葉を見付ける。 ・挿絵を手掛かりに、秋に関する言葉を探す。 ・詩「やま」を音読する。 ・秋を感じる言葉をワークシートに書く。</p> <p>○どんなものを見たときに秋を感じるかを考え、発表する。 T:秋に見付けたものと、そのときの気持ちを発表しましょう。 C:校庭のいちょうを見ると、秋を感じます。黄色の葉っぱがきれいです。</p>	<p>・挿絵に注目したり、生活単元学習で学習したことを思い出したりすることができるようにする。 ・指さしをしながら音読できるようにする。 ・実態に応じたワークシートを用意する。 ・分からないときは平仮名50音表を見て書けるようにする。 ・一緒に考えたり、発表したいことを事前に確認したりして自信をもって発表できるようにする。 ・友達の発表を参考に考えられるようにする。</p> <p>☆秋を感じる言葉を挿絵や友達の意見を参考にしながら探している。</p>

図8 豊島区立要小学校の学習指導案 その5 特別支援学級の単元の指導と指導計画
 (※ 筆者が誌面の関係で表記を一部変更している。)

通常の学級(2年生)		特別支援学級(2年生)			
2 本 時	<p>○秋を感じた経験をカードに書き、友達に紹介する。</p> <p>・カードに文章と絵を書く。</p> <p>・書いたカードを友達と読み合う。</p>	<p>・2つの観点で書く構成を捉えさせる。</p> <p>①したこと ②思ったこと (言ったこと、聞いたこと)</p> <p>・味覚や視覚、嗅覚など諸感覚を働かせて書かれていることに気付けるようにする。</p> <p>・話の聞き方を掲示する。</p> <p>☆自分の経験についてすすんで絵や文章に表そうとしている。 ☆秋を感じる言葉と経験を思い出して文章を書いている。</p>	2 本 時	<p>○秋を感じた経験をカードに書き、友達に紹介する。</p> <p>・カードに文章と絵を書く。</p> <p>・書いたカードを友達と読み合う。</p>	<p>・書く題材を授業前に決めておく。</p> <p>・2つの観点の補足説明をする。 (触ったことがある、食べたことがある、見たことがある→どう感じたか、思ったことなど)</p> <p>・自力で書くことが難しい場合は、考えた内容を教師が書き出し、視写できるようにする。</p> <p>・友達のカードを読むことが難しい児童は、相手の子に読み上げてもらい、それを聞いたり、描いた絵を見たりして内容が分かるようにする。</p> <p>☆自分の経験について、支援を受けながら思い出そうとしている。 ☆秋を感じる言葉から経験や知っていることを思い出し、支援を受けながら文章を書いている。</p>
<p>○ ユニバーサルデザイン「わかる」「できる」から共通した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個に応じたワークシートを用意する。 ・デジタル教材を活用する。 ・秋を感じる言葉を色分けして分類、整理して板書する。(デジタル教科書、実物投影機、大型テレビ) 					

図9 豊島区立要小学校の学習指導案 その6 交流授業単元の指導と指導計画
(※ 筆者が誌面の関係で表記を一部変更している。)

エ) 教員等の児童への指導・支援の役割分担が明確な「交流及び共同学習」の授業

「交流及び共同学習」の授業を交流学級の教師と特別支援学級の教師とで協力して授業案を作成し、授業を実施している。その過程において、交流学級の教師は、教科の専門性を生かしながらユニバーサルデザインの授業づくりに努め、学習指導案の中に、「ユニバーサルデザイン「わかる」「できる」から共通した支援」の項目を設け明記している(図9参照)。要小学校では、特別支援学級の教師が障害の専門性を生かし、特別支援学級の児童一人一人の「合理的配慮」の提供等に努め、通常の学級の教師は教科の専門性を生かし、ユニバーサルデザインに基づく教科指導に努めるなど、児童一人一人の学びの充実を図っている(図10参照)。

オ) 事後学習と評価が明確になっている「交流及び共同学習」の授業

要小学校では、東京都の研究指定を受け、本年度、通常の学級の教師と特別支援学級の教師が協働で「共同学習」に重点を置いた「交流及び共同学習」の実践を積み上げてきた。「交流及び共同学習」の全校授業実践研究を通して、授業内容や授業展開の工夫をはじめ、ワークシート等の児童一人一人の実態に応じた複数の教材の開発など、特別支援学級の児童をはじめ通常の学級の児童への指導について見直す機会となった。しかし、特別支援学級の児童や通

常の学級の児童相互にとって、「交流及び共同学習」が真に効果的な豊かな学びにつながっていたかは十分に検証できているとは言えない。教師の声として、「分けて指導したほうが効果的ではないか」、「授業のレベルが低くなってしまっている」との声もあがっている。相互の豊かな学びの実現の視点から丁寧な検証を行いながら計画的に「交流及び共同学習」を実施していくことが重要である。

5. むすび ～共に学び、共に育つ学校教育の実現に向けて～

すべての学校で実施される特別支援教育は、通常の学級で支援を必要としている子どもへの支援の重要性が認知され、特別な支援を必要とする子どもへの教育に光が差し込んだと言える。そして、障害のある子どももない子どもも共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの実現に向けた国の方向性は、子どもの多様性を尊重した教育の質の向上につながるものとして大きな期待を抱いている。しかし、障害のある子どもの教育の場は、特別支援学校をはじめとした特別な場に集中する傾向が増すばかりで、我が国におけるインクルーシブ教育システムの実現方策に疑問と失望を抱きつつある。特別支援学校に就学を希望する保護者の増加も、通常の小学校等ではわが子の教育への願いが叶えられないという消極的な思いからではないか。

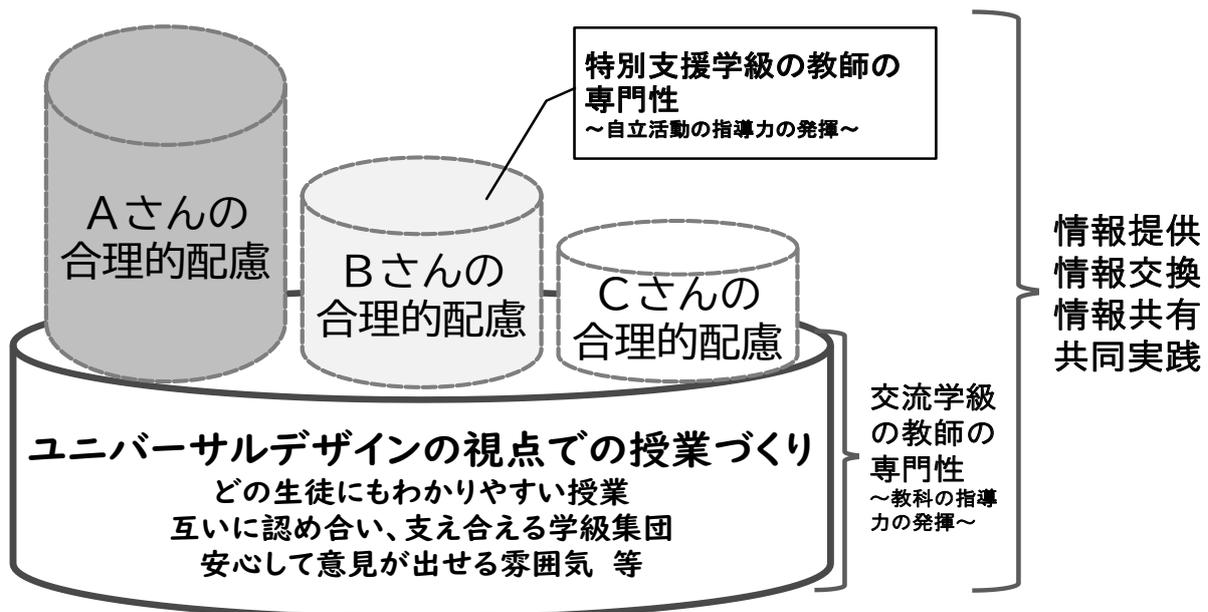


図10 交流学級教師と特別支援学級教師の専門性の発揮による協働実践

「共に学ぶ教育」の実現などあり得ないのではないかとの思いの中、唯一の希望は「交流及び共同学習」と思ってきた。それも「共同学習」に軸を置いた「交流及び共同学習」こそが「共に学ぶ教育」につながっていくのではないかと期待している。そのためにも、交流を中心になりがちな「交流及び共同学習」を、共に学ぶ共同学習にシフトチェンジしていくことが重要だと考えている。

本稿では、特別支援学級における「交流及び共同学習」を中心に述べたが、特別支援学校との「交流及び共同学習」も同様である。東京都の副籍制度や埼玉県の実験制度等の取り組みの充実を図り、特別支援学校の児童生徒も地域の学校で共に学ぶ教育の実現を図っていくことに期待したい。

謝辞

本研究は、豊島区立要小小学校での3年間（2020年度から2022年度まで）にわたる実践研究の成果の一部をまとめたものである。研究を共に推進してきた豊島区立要小小学校の北澤弘幸校長先生をはじめ、実践研究でご尽力された教職員の皆様に心より感謝を申し上げます。

参考文献

- 一木玲子(2021)新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」の国際的視点からの評価.季刊福祉労働.170号,49-60.
- 小国喜弘(2019)かすかな光へー「共生」と「発達」の緊張を引き受け続けること.小国喜弘(編),障害児の共生教育運動,東京大学出版会.305-326
- 金丸彰寿・片岡美華(2016)「交流教育」および「共同教育」と「障害理解教育」の関係性ー1960年代から2012年までの歴史の変遷を通してー.特殊教育研究,第53巻第5号,323-332.
- 国立特別支援教育総合研究所(2016)諸外国における障害のある子どもの教育.国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第5号
- 国立特別支援教育総合研究所(2021)地域実践研究 交流及び共同学習の充実に関する研究成果報告書
- 国立特別支援教育総合研究所(2023)通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究(令和3年~4年度重点課題研究)報告書

- 齋藤 忍(2019)特別支援教育の視点で考える 新学習指導要領ポイントブック.ジヤース教育新社
- CRPD(2016) General Comment No.4(2016) on the right to inclusive education.
- 高橋浩平 他(2023)インクルーシブ教育の方向性と今後の課題.私たちが求めるインクルーシブ教育への挑戦 小学校長の教育実践の試みを通して.ジヤース教育新社.132-152
- 東京都教育委員会(2023)令和2年度~令和4年度 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究等事業報告書,4-17
- 富永光昭(2011)課題と5つの原則.富永光昭(編),小学校・中学校・高等学校における新しい障がい理解教育の創造ー交流及び共同学習・福祉教育との関連と5原則による授業づくり.福村出版.25-80.
- 前田博美(2013)共に学びあう姿を目指した「交流及び共同学習」.鹿児島県総合教育センター平成24年度長期研修研究報告書.1-30.
- 三野理恵(2023)「できた」「分かった」を実感できる交流及び共同学習を目指して.特別支援教育研究 2013 12 No.796.東洋館出版社,8-11
- 棟方哲弥(2017)障害者権利条約と諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向.特別支援教育 No.65 平成29年春.文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集.東洋出版,54-57
- 文部科学省(2007)特別支援教育の推進について(通知)
- 文部科学省(2017)小学校学習指導要領
- 文部科学省(2017)小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編、各教科等編
- 文部科学省(2017)特別支援学校学習指導要領 小学部・中学部
- 文部科学省(2017)障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査(報告)
- 文部科学省(2019)交流及び共同学習ガイド(2019年3月改訂)
- 文部科学省(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)
- 文部科学省(2022)通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について(報告)
- 文部科学省(2023)特別支援教育の充実について(報告)